

平成 2 7 年 1 1 月定例会

請願・陳情参考資料

平成 2 7 年 1 2 月 1 日

議会議務局

陳情（新規）

受 理 番 号 (受理年月日)	所 管	件名及び提出者	現状と県の取組状況
27年-28号 (27.10.8)	議 会	地方自治法第99条の改正を求め る意見書の提出について 倉吉市 個人	【現 状】 - 地方自治法第99条は、普通地方公共団体の議会が、当該普通地方公共団体の公益に関する事件について意見書を国会又は関係行政庁に提出できると定めている。 - 国会及び関係行政庁は公的な機関であり、法で明記されていなくても、提出された意見書を誠実に処理することが原則とされている。また、少なくとも意見書を受理する義務はあるが、回答その他積極的行為をする義務まではないと解されており、意見書に対してどのように処理したかについての回答は行われていない。 - 全国都道府県議会議長会においても、地方議会の機能強化を求める提言の中で、意見書に対する関係行政庁等の誠実処理あるいは誠実回答の義務付けを国に求めてきているが、実現には至っていない。 【本県の状況】 - 平成21年2月定例会と平成22年11月定例会において、地方議会が提出した意見書に対し関係行政庁等に回答を義務付けることを求める、あるいはその趣旨を含んだ意見書を可決し提出している。 <参考：地方自治法（抜粋）> 第99条 普通地方公共団体の議会は、当該普通地方公共団体の公益に関する事件につき意見書を国会又は関係行政庁に提出することができる。

【陳情の要旨】

地方自治法第99条（意見書の提出）について、地方議会からの意見書をきちんと審議ないし審査し、その結果を地方議会側に誠実に文書回答すべきことを明記する条文の付加・改正をするよう求める意見書を国に提出すること。